

番号	3.(1)
項目	<p>南海トラフやSランクに認定されている上町断層による地震に対しては広域に対応が求められるとのことで大阪府において行っているとの認識が示されていますが、政令都市としての大阪市としてどのような対策を検討されているのか、具体的に明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、「大阪市地域防災計画」に基づき、想定される各種災害の被害軽減を図るため、取り組むべき施策と目標及びその取り組み期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン（以下「本アクションプラン」という。）」を策定し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、被害を最小化することを目標に取り組みを進めています。</p> <p>本アクションプランでは、避難施設の確保及び防災空間の整備、市設建築物の耐震化の推進、防潮堤等の耐震化及び津波等浸水対策の推進などを取り組み項目とし、本市における防災・減災対策を推進していくこととしています。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課（防災計画） 電話：06-6208-7384</p>

番号	3.(2)
項目	<p>大阪市はこの間行政のスリム化として職員を削減してきたが、大きな災害が起こった際にどの程度機能を発揮できるのか明らかにすべきです。また、防災のための職員体制を充実させその要となる危機管理室の体制を抜本的な強化が必要と考えられますが、その点についてどのように考えられていますか</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市においては、平成 28 年 3 月に大阪市業務継続計画（BCP）を作成したところですが、随時、内容の精査に努めて、計画の見直し及び修正を行っているところです。</p> <p>併せて、危機管理室では、従前から国、大阪府、関西広域連合及び指定都市市長会等が主催する研修等に職員を派遣し、防災対策に関する専門的知識の習得に努めており、それらを室内並びに各区役所の防災担当に周知、共有することで、職員の資質、能力の向上に努めています。</p>
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画） 電話：06-6208-7379

番号	3. (3)
項目	<p>災害対策の中心となる区役所ではこの間職員が削減されるとともに、民間の派遣社員が窓口業務を行うなど、災害時にどれだけの職員が対応できるのか不安視されている。また、職員削減で職員は日々の仕事に追われている状況である。そのような状況で災害時にどれだけの対応ができるか明らかにすること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では地震等の発生時、災害の状況に応じた動員体制を取っています。</p> <p>その中でも、休日及び勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した際、区役所の区災害対策本部・避難所等設置運営のため、全所属から市内居住者及び隣接市のうち各区役所の近辺に居住する職員約1,000名程度を直近参集者・協力参集者として指定し、該当する区役所に参集することとしています。</p> <p>今後も、区役所を含め全職員が適切に災害対応に従事できるよう努めてまいります。</p>
担当	危機管理室 危機管理課（応急対策） 電話：06-6208-9808

番号	3.(5)
項目	2022年3月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画」の進捗状況を公表すること。
<p>(回答)</p> <p>本計画の各年度の進捗状況は当局ホームページの決算レポートにて掲載しております。 なお、本計画は令和5年3月に一部改訂しております。</p> <p>(参考)</p> <p>「大阪市水道局決算レポート(旧アニュアルレポート)」(令和4年度決算レポート P14より)</p> <p>URL : https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000017249.html</p> <p>「大阪市水道施設基盤強化計画の改訂版について」</p> <p>URL : https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000581996.html</p>	
担当	水道局 工務部 計画課 電話 : 06-6616-5512

番号	3.(6)①
項目	<p>現在大阪府で確保されている避難所の数と収容人員について明らかにすること。昨年度の交渉で約 20 万人分が不足していることが明らかになったが、その現状はどうなっているのか。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和 5 年 10 月 13 日現在で、災害時避難所 562 箇所、避難可能人数は 614,262 人です。南海トラフ巨大地震発生時には最大で 821,200 人の避難所生活者数が想定されており、不足分については、引き続き府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大や自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行うなど、受入れの確保を図っています。</p> <p>なお、本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等が実施できない場合、大阪府や他の市町村などの行政機関に速やかに応援要請することとしています。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 (防災計画) 電話 : 06-6208-7384</p>

番号	3. (6) ②
項目	避難所でのコロナ禍の感染防止対策は行われているのか。
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたため、新型コロナウイルス感染症に特化した対策は終了しましたが、「手洗い」「うがい」「消毒」の徹底や消毒液の設置、避難所内の適切な換気など、感染症対策を行うこととしています。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 (減災対策) 電話：06-6208-7389

番号	3.(6)③
項目	災害発生時の「トイレの確保・管理計画」がどのようになっているか明らかにすること。
<p>(回答)</p> <p>環境局では、避難所のトイレにつきまして、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、簡易トイレ（排便処理セットを含む。以下同じ。）を備蓄しているほか、障がいのある方や高齢者でも容易に使用できる組立式の災害トイレ（各避難所数分）を購入しており、簡易トイレは各避難所や災害用備蓄倉庫に、組立式の災害トイレは各環境事業センターにそれぞれ配備し、大規模災害に備えています。</p> <p>また、民間の仮設トイレ業者4社と協定を結び、大規模災害時にトイレの不足等のないよう対応を行っております。</p>	
担当	環境局 事業部 事業管理課 まち美化担当 電話：06-6630-3254

番号	3 . (6) ④	
項目	「感染症防止の3密対策」、「冷暖房・換気 設備の設置計画」、「ダンボールベッドの確保」についての取り組み状況を示すこと。	
	<p>(回答)</p> <p>避難する際に自宅が安全であれば自宅に留まるほか、親戚、知人宅やホテルなどの宿泊施設に避難するなど「分散避難」を検討していただくことの周知を図るとともに、避難所においては「手洗い」「うがい」「消毒」の徹底や消毒液の設置、避難所内の適切な換気など、感染症対策を行うこととしています。</p> <p>避難所の空調設備については、令和2年度から市立中学校の体育館への空調機の設置工事に着手し、令和4年度をもって全127校への設置を完了しました。</p> <p>災害時に避難所で必要となる物資については、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき確保しており、「簡易ベッド」を備蓄しています。また、民間事業者と災害時の物資供給などに関する協定の締結を進めており、災害時に民間事業者から需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できる体制の構築を進めています。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策） 危機管理室 危機管理課（防災企画）	電話：06-6208-7389 電話：06-6208-7379

番号	3. (6) ⑥
項目	大阪市内の小中学校の洋式トイレの設置数を早急に増やすこと。また大阪市立小・中学校の和式トイレ、洋式トイレの設置率を述べること。
<p>(回答)</p> <p>老朽化した校舎を新しく建て替える際に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器への改修を順次進めております。大阪市立小・中学校の洋式トイレ設置率につきましては令和4年度末現在、56.7%となっております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	3.(6)⑦
項目	市営住宅の集会所は一時避難場所に指定されていると思いますが、耐震についてはどのようになっていますか？
<p>(回答)</p> <p>災害時の避難場所は、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所として、主に公園や広場、学校の運動場などが「一時避難場所」として指定されておりますが、市営住宅の集会所については、「一時避難場所」としての指定は受けておりません。</p> <p>なお、津波や洪水（河川氾濫）時の緊急に避難する場所としては、堅固な高層建物の3階以上の階などを対象に津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の指定がされており、一部の市営住宅においても、3階建以上で現行の耐震基準に合致する住棟等について、津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の指定を受けております。</p> <p>災害時には、指定を受けた市営住宅の3階以上の共用廊下部分を避難場所としてご利用いただけます。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 保全整備課 電話：06-6208-9271

番号	3.(6)⑧	
項目	津波避難ビルに指定されている事業所等で働く労働者にはどのように周知徹底をしていますか。	
<p>(回答)</p> <p>本市では、建物の構造、耐震性等の要件を満たす建物で、津波避難施設（津波避難ビル・水害時避難ビル）の指定に同意いただける施設の所有者又は管理者と協定を締結し、津波避難施設として指定をしています。</p> <p>津波避難施設に指定した施設の周知については、施設管理者の協力のもと津波避難施設であることを示す看板又はステッカー等を建物の入口付近に掲示していただくとともに、ホームページやマップナビおおさか、大阪市防災アプリでも津波避難施設の位置をわかるようにし、住民等への周知徹底に努めています。</p>		
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画）	電話：06-6208-7384

番号	3. (7)
項目	<p>南海トラフ地震などによる防波堤の沈下、液状化の現状をどのように考えているのか。防潮堤の耐震・液状化対策計画は令和 5 年度末で完了となっているが、進捗状況について明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市域における地震による防潮堤の沈下、液状化については、平成 25 年 8 月に大阪府より公表された南海トラフ巨大地震による津波浸水想定によると、長時間の地震動によって地盤が液状化し、防潮堤が大きく沈下・変位することが確認され、市域全体の約 3 分の 1 が浸水する結果となりました。</p> <p>このため、防潮堤の耐震・液状化対策を南海トラフ巨大地震対策の大きな柱として位置付け、府市の港湾・河川部局で連携して取り組んでおり、平成 26 年度から 10 年間（令和 5 年度末）での対策完了をめざしています。</p> <p>また、本市の港湾・河川部局の耐震・液状化対策の対象となる防潮堤の延長は、令和 4 年度の精査をふまえ、14.1 kmに見直しております。このうち、平成 26 年度から令和 4 年度末までの対策済み延長は、10.9 kmとなっており、一部区域（此花地区）を除き、目標通り対策を完了する予定です。</p> <p>大阪港湾局所管防潮堤のうち此花地区の一部については、背後に危険物取扱施設が隣接し、対策にあたっては高度な技術力が必要であることから、国に対して早期の直轄事業化並びに対策完了を要望しています。</p>	
担当	<p>大阪港湾局 計画整備部 計画課 電話：06-6615-7777</p> <p>建設局 道路河川部 河川課 電話：06-6615-6839</p>

番号	3. (8)
項目	関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案すること。
<p>(回答)</p> <p>本市は、関西電力株式会社の株主として、同社の定時株主総会において、「脱原発と安全性の確保」や「原子力に代わる多様なエネルギー源の導入」等を求める株主提案を平成24年度第88回から毎年度行っております。</p> <p>昨年度に引き続き提案した「ゼロカーボン社会の実現への貢献」においても、原子力に依存することなくゼロカーボン化を実現することを求めているところです。</p> <p>今後も関西電力株式会社等に対し、脱原発の取組を求めるとともに、市民の安全・安心な暮らしを実現する、環境にやさしく災害に強いスマートエネルギー都市の構築に向け、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー効率の向上、レジリエンスと電力需給調整力の強化など様々な対策の検討を進めてまいります。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3483

番号	3. (9)
項目	<p>改正災害救助法では「救助実施市」制度を定めていることは承知の事実であるが、大阪市は「予定はない」となっている。しかし、災害はどんな形で発生するかは未知数である。いつどんな形で災害が起こっても市民に対して最善をつくすことが必要である。そのために速やかに「救助実施市」を国に申請すること。また、申請をしないと考えているならその理由を明らかにせよ。</p>
<p>(回答)</p> <p>災害救助法の適用に関する権限は、従来から道府県が持っていますが、これは複数の市町村にまたがる大規模災害や小規模自治体が被災した際の調整機能を果たす必要があるためです。</p> <p>政令指定都市のみが単独で被災するような災害であれば、救助実施市の指定を受けることで迅速に対応できるものと考えますが、大阪市は市域が狭いため、大規模災害発生時には本市だけでなく他の大阪府域にも被害が及ぶことが想定されることから、災害救助法の適用にあたっては、これまでどおり大阪府が府下市町村の被災状況を踏まえて総合的に検討・判断することが、より効率的・効果的であると考えています。</p> <p>従いまして、本市においては、国に対しての災害救助法第2条の2に規定する救助実施市指定の申請を行う予定はありません。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（庶務） 電話：06-6208-7386

番号	3. (10)
項目	<p>地域の学校はその地域の避難所としての役割を持つが、今大阪市が進めようとしている市立小学校の統廃合は災害時の避難所としての活用ができなくなる可能性があることからその観点から統廃合を中止すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>(「学校の統廃合等により、避難所として確保されていた施設が利用できなくなった場合の対応」について下記のとおり回答)</p> <p>学校の統廃合により廃校となった学校についても、引き続き災害時避難所として活用可能な箇所については災害時避難所として指定しています。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 (防災計画) 電話 : 06-6208-7384</p>

番号	3. (10) ※
項目	<p>地域の学校はその地域の避難所としての役割を持つが、今大阪市が進めようとしている市立小学校の統廃合は災害時の避難所としての活用ができなくなる可能性があることからその観点から統廃合を中止すること。</p>
<p>※要望主旨を団体側に確認</p> <p>要望主旨：「災害時の避難所となっている小・中学校を統廃合するな。また統廃合が進んだ地域での避難所の確保はどうするのか？」</p> <p>確認した内容に対し次のとおり回答</p> <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>また、中学校については条例に定めはないものの、小学校と同様の課題があることから、取り組みを進めていく必要があると考えております。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	3.(11)
項目	大阪市の「福祉避難所」の現状についてどうなっていますか。指定状況について明らかにすること。
(回答) 本市では、災害発生時に高齢者などの要配慮の方が災害時避難所での生活が困難となるケースを想定し、令和5年4月1日時点で、市内 361 施設の社会福祉施設等にご協力をいただき、福祉避難所・緊急入所施設として協定締結または指定している。	
担当	危機管理室 危機管理課 (減災対策) 電話 : 06-6208-7389